

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号 第3号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年7月18日
	作成部課	北熊本駐屯地業務隊補給科
	作成年月	令和7年7月18日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013E	

指定事項

1 売払い

1.1 売払い車両

番号	品目	型式	単位	数量	備考
1	1/2tトラック	V16BBSFA	台	2	
2	1 1/2tトラック	BXD30	台	2	
3	3 1/2tトラック	SKW476	台	1	
4	オートバイ（偵察用）	QAM99A	台	1	

1.2 現地（物）確認

現地（物）確認は、公告開始日から入札前日までの間の平日0830から1700までの間とし、現地確認予定日の2日前までに契約担当官へ通知するものとする。

1.3 代金の引渡し

解体作業開始前の5日以内に納付する。納付以降、各作業を開始する。

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求

仕様書（GV-Z001013E）に定めるとおりとする。

2.1.1 申請先

熊本市環境局

2.1.2 申請時期

入札の日から4ヶ月以内に許可を得られる期間を考慮した時期に申請を完了し、当該作業に関する許可の可否を14日前までに契約担当官へ通知する。当該通知がない場合は解体作業を認めない。

3 提出書類

3.1 仕様書（GV-Z001013E）表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、図1による。）を提出する。

提出先は、北熊本駐屯地業務隊補給科とする。

3.2 関連企業確認

契約相手方について、関連企業と同作業をする場合については、関連企業を含む名簿提出とする。

3.3 引渡し

車両解体作業における引渡しは、不用物品売払要求書に示す日を基準とし、申請期間を考慮して入札日から最大4ヶ月以内の期間内においてその時期・場所を決定する。

3.4 解体作業場所（解体による使用区域）

車両解体作業を行う場所については、北熊本駐屯地内 整備工場とする。現地（物）確認時に、解体作業で使用する場所を確認する。

3.4.1 作業時間

平日0830～1700までの間とし、1200～1300は作業を中断する。休日に作業を希望する際は、申請時に申し出るものとする。

3.4.2 作業開始の状態

当日解体作業に該当する車両は、廃車置場から解体作業場所までの移動及び解体については、契約相手側の責任により実施するものとする。（廃車置場及び解体作業場所については、別紙参照）

3.4.3 必要な器材の携行

契約の相手方は、当該作業に必要な器材の他、これに類する装置（発動発電機等の付属装置）を携行し解体作業に臨むものとし、官側への借用要求はしないことを基本とする。

3.4.4 作業確認

写真による記録を必要とする際、当該作業状況を写真により記録する。この他、官側（監督官）が撮影による記録を必要とした場合はこれに応じるものとする。

3.4.5 廃油等

解体に伴い発生する廃油等は契約相手側が処分するものとし、一時保管場所として北熊本駐屯地内整備工場近傍の、官側が指定する場所に保管する。この際、契約相手側は油を流出させないように処置を万全にするとともに、油吸着マットや除去スプレー等を携行する他、流出した際の処置については契約相手側の責任とする。

3.4.6 解体後の鉄くず

解体により生じた鉄くずは、発生の都度（1日単位を基準）に搬出することを基本とし、当該鉄くずの積載及び輸送に必要な車両、機材等については契約相手側が準備する。一時的に保管する場合は、車両に積載する等いつでも搬出できる態勢にしておくことを前提として、事前に官側と協議のうえ、その日付を設定するものとする。また、当該鉄くずを運搬する車両の搬入は作業開始日から可能とする。

3.4.7 輸送業者

3.4.6に示す鉄くずの輸送に関して、解体作業と輸送業者が異なる場合は、仕様書（GV-Z001013E）2.5.eによるものとする。

報告先は契約担当官及び北熊本駐屯地業務隊補給科とする。

3.4.8 ごみ

解体作業で発生したごみについては、契約相手側が持ち帰るものとする。

4 品質保証

仕様書（GV-Z001013E）を基本とし、当該仕様書に合致しない場合は、是正を作業により要求を満たす。

5 その他の指示

5.1 提出書類

5.1.1 仕様書（GV-Z001013E）の4.1に示すとおりとし、遅滞なく届け出るものとする。遅滞した場合については、契約相手方の補償のもと当該書類の引継ぎ行為を行う。

5.1.2 仕様書（GV-Z001013E）表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、図1による。）を提出する。提出先は、契約担当官とし、写しを北熊本駐屯地業務隊補給科補給班に提出する。

5.2 官側の確認

1.2における確認時、契約相手側は作業場所前の使用等について、作業開始から鉄くず回収までの作業工程の概案を通知する。この際、通知した解体可能な車両数及び作業時間については変更してはならない。

5.3 安全管理

契約相手方においても安全責任者を指名し、官側の安全責任者の安全に対する要求を理解・遵守し、作業に臨むものとする。安全に対する要求に従わなかった場合は、契約不履行とみなす。

5.4 売払いに関する保全

駐屯地内に関する保全のため、作業場所以外への立ち入りや写真撮影は禁止する。作業の一時中断間においても、同様とする。

5.5 調整先

a) 契約（書類関連）に関する調整

北熊本駐屯地 第392会計隊

b) 解体作業（実務）に関する調整

北熊本駐屯地業務隊補給科

使用済自動車引取証明書

1	使 用 部 隊 名		
2	リサイクル券番号		
3	車 台 番 号		
4	車 名 (車 両 番 号)		
5	預 託 金 額 (円)		
6	引 取 業 者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
7	引 取 年 月 日		

図1 ー使用済自動車引取証明書の様式